

## 香川県立保健医療大学における教員の任期に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、香川県立保健医療大学における教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

### (教育研究組織及び職等)

第2条 任期を定めて任用する教員の対象となる職、任期、再任に関する事項等は、別表のとおりとする。

### (任用される者の同意)

第3条 任期を定めて任用する際には、法第4条第2項の規定に基づき、別紙様式により任用される者の同意を得なければならない。

### (公表)

第4条 この規程を制定又は改廃したときは、速やかに公表し、学内に広く周知するものとする。

### (その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 対象となる職のうち助手については施行日以降に任用される者について適用し、准教授及び講師については、平成20年4月1日以降に任用される者について適用する。

### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成24年11月21日から施行する。

### 別表（第2条関係）

対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定
准教授	7年	再任可	法第4条第1項 第1号及び第2号
講師	6年	再任可	
助教	5年	再任可	
助手	5年	再任可	

